

社会福祉法人白蓮福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白蓮福社会（以下「法人」という。）の定款第9条に定める評議員及び第23条に定める役員並びに評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員を合わせて「役員等」という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 法人は役員等に対して職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- 2 評議員に対しては、定款第9条に規定する金額の範囲内で報酬等を支給することができる。
- 3 役員には、年額60万円の範囲内で報酬等を支給することができる。
- 4 法人の職員を兼務する役員等には、この規程に定める報酬は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員等の報酬の限度額等は、別表第1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支払うものとし、別表第1の支給時期等のとおり支給するものとする。

- 2 役員等が年の途中で辞職又は死亡した場合は、月割りにより支給額を計算するものとし、在職した月は1月とする。

(費用弁償)

第6条 法人は、役員等がその職務の執行のため旅行したときは、白蓮福社会旅費規定に基づいて算出した額を、費用弁償として支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は平成29年9月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表第1

役職等	報酬等の額	支給時期等
理事長	年額 120,000円	毎年6月
理事	年額 60,000円	同上
監事	年額 60,000円	同上
評議員	年額 25,000円	同上
評議員選任・解任委員	日額 5,000円	会議開催の日
苦情処理第三者委員	日額 5,000円	同上